

○手術の施設基準に係る年間症例数一覧

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術

手術名称等		症例数	
区分1	ア： 頭蓋内腫瘍摘出術等	10	
	イ： 黄斑下手術等	0	
	ウ： 鼓室形成手術等	14	
	エ： 肺悪性腫瘍手術等	0	
	オ： 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈解離術	383	
区分2	ア： 靭帯断裂形成手術等	0	
	イ： 水頭症手術等	46	
	ウ： 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	5	
	エ： 尿道形成手術等	0	
	オ： 角膜移植術	0	
	カ： 肝切除術等	6	
	キ： 子宮附属器悪性腫瘍手術	17	
区分3	ア： 上顎骨形成術等	2	
	イ： 上顎骨悪性腫瘍手術等	13	
	ウ： バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1	
	エ： 母指化手術等	3	
	オ： 内反足手術等	0	
	カ： 食道切除再建術等	0	
	キ： 同種死体腎移植術等	0	
区分4	区分4に分類される手術の件数(歯科以外)	190	
その他区分	ア： 人工関節置換術	0	
	イ： 乳児外科施設基準対象手術	0	
	ウ： ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	206	
	エ： 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び対外循環を要する手術	71	
	オ：	経皮的冠動脈形成術	93
		急性心筋梗塞に対するもの	15
		不安定狭心症に対するもの	12
		その他のもの	66
	オ：	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈ステント留置術	322
		急性心筋梗塞に対するもの	84
		不安定狭心症に対するもの	38
		その他のもの	200

厚生労働省通知に基づき、前年(2025年1月～2025年12月)の手術件数を、届出た区分の手術ごとに掲示しています。